

精神障害分会 報告書（案）

1. はじめに

- 我が国の精神保健医療福祉施策は、昭和62年の精神衛生法改正において、精神医療における人権の確保及び精神障害者の社会復帰対策が位置付けられて以来、一定の向上が図られてきている。
- しかし、我が国の精神保健医療福祉の状況については、依然として次のような課題があることが指摘されている。
 - ・ 人口当たりの精神病床数が諸外国に比べて多いこと
 - ・ 医療技術の進歩等により、最近入院した者については短期の医療が定着しつつあるにも関わらず、長期入院の者が減らず、またいわゆる社会的入院者が減らないこと
 - ・ 精神病床の機能分化が進んでおらず、効率的で質の高い医療の実施が困難であること
 - ・ 入院患者の社会復帰や、地域における生活を支援するための施設やサービス等の整備が十分進んでいないこと
 - ・ 精神疾患や精神障害者に対する国民の正しい理解が十分とはいえないこと
- このように、我が国の精神医療福祉が施設処遇を中心として発達してきた背景には、歴史的に、私宅監置等の自宅や地域における処遇の問題を改善するために施設処遇が進められてきたという経緯がある。
- しかし、今後は、上に掲げた課題の解決を図りつつ、ノーマライゼーションの考え方を踏まえ、当事者中心の精神保健医療福祉へ転換を進め、精神保健医療福祉施策全般の充実向上を図ることが重要である。
- このため、今後の進むべき方向を明示した上で、計画的に各種施策の推進を図ることが必要である。
- なお、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案が国会において審議中であるが、与党における検討の過程で、こうした新たな施策の推進とともに精神保健医療福祉施策全般の充実向上が不可欠として、ともに重要な課題であることが指摘されている。同法案が円滑に施行されるためにも、社会復帰対策を始めとする精神保健医療福祉施策全般の充実向上が不可欠となる。
- 本分会においては、平成14年1月28日の第1回会議以来、〇回の会議を重ね、精神保健医療福祉施策全般の充実向上のための基本的な考え方及び具体的な方策について検討を進めてきた。この検討結果が、障害者基本計画及び障害者プランに可能な限り盛り込まれ、順次実現が図られることを期待するも

のである。

2. 基本的考え方

今後の精神保健医療福祉施策を進めるに当たっては、まず、精神保健医療福祉サービスは、原則として、サービスを要する本人の所属する地域で提供されるべきであるとする考えに立ち、その上で、入院医療・施設福祉主体から、地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換するため、各種施策を進めることが重要である。

具体的な対策を推進するに当たっては、各施策に共通する視点として次の事項を常に念頭に置くべきである。

- ① 「受入れ条件が整えば退院可能」な入院患者の退院・社会復帰等により、入院患者の減少、ひいては精神病床数の減少を図ること
- ② 良質な精神保健医療福祉サービスの提供とアクセスの改善を図ること
- ③ 当事者が主体的に選択できる多様なサービスの提供を行うこと
- ④ 精神疾患、精神障害者への正しい理解の促進を図ること
- ⑤ さまざまな心の健康問題の予防と早期対応を図ること
- ⑥ 客観的指標に基づく施策の進捗状況の評価と、施策推進過程の透明性の確保を図ること

厚生労働省においては、今後、ここに掲げた各種施策について進行状況を本分会に定期的に報告し、施策の評価・再検討を行うことが重要である。また、各種施策を効果的に推進するため、障害者施策を担当する都道府県、市町村等においても、地域の実情を踏まえ、計画的に諸施策を推進することが期待される。

3. 具体的な施策のあり方について

1) 精神障害者の地域生活の支援

① 在宅福祉サービスの充実

<現状>

- ・ 精神保健福祉法改正により、居宅生活支援事業を平成14年度から市町村単位で実施することとなった。
- ・ 社会復帰施設等の利用に関する相談、あっせん、調整業務の市町村実施に合わせて、精神障害者ケアガイドラインを一部改正（平成12年度）。

<方向>

- ・ 精神障害者ができる限り地域で生活できるよう、居宅生活支援事業

の普及を図るとともに、ケアマネジメント手法の活用を推進する。

- ・ 特に、今後 10 年間で、「受入れ条件が整えば退院可能」な者の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備する。
- ・ 退院・社会復帰を目指すために必要なサービスの整備にあたっては、精神病床数の減少の状況をみつつ、進めていくものとする。

<具体的な対応等>

- ・ 平成 14 年度から市町村単位で実施することとなった居宅生活支援事業については、早急に、全ての市町村において受け入れ体制を整えることが必要である。
- ・ 地域において生活する精神障害者のうち、居宅生活支援を必要とする者にサービスを提供できるよう、サービス提供量の充実を進める（数値目標を引き続き検討）。
- ・ 短期入所事業（ショートステイ）について、介護等に当たる者が一時的に不在となる場合のほか、精神障害者本人が一時的に休息する場合の利用を可能とする方向で必要な対応を検討する。
- ・ 都道府県及び市町村の障害者計画において、精神障害者に関する事項を記載するとともに、在宅福祉サービスの確保、精神疾患・精神障害への正しい理解の普及等に関する記載を充実するよう要請する。
- ・ ケアマネジメント従事者（三障害）養成研修事業を推進する。
- ・ 社会的入院患者等の退院を促進するため、ケアマネジメント手法を活用した支援を行うことを検討する。
- ・ 多職種による訪問支援を活用したケア体制について、諸外国で実施され成果を上げていることを踏まえ、厚生労働科学研究事業の活用等により検討を進める。

② 地域における住まいの確保

<現状>

- ・ 平成 8 年度から、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の所持者について、公営住宅入居に関し収入要件緩和による優遇措置が行われている。

<方向>

- ・ 住まいの確保は、精神障害者の社会復帰、地域生活への移行の促進に当たって重要な課題の一つである。退院後、直接、又は精神障害者社会復帰施設等を経て、地域で生活しようとする精神障害者が、円滑に住まいを確保できるような支援策を推進する。

<具体的な対応等>

- ・ 引き続き、グループホームの確保を推進する（数値目標を引き続き検討）。

- ・ 住まいの確保に関する支援方策について、厚生労働科学研究事業の活用等により検討を進める。
- ・ 地域における日常生活上の支援を踏まえ、公営住宅の優先入居やグループホームとしての活用等について、関係部局との連携を図る。

③地域医療の確保

<現状>

- ・ 精神障害者の地域生活への移行及び心の健康問題への早期対応を図る観点から、地域における精神医療への適切なアクセスの確保や、医療機関間の連携強化が重要な課題となってきた。
- ・ 精神病床は、都道府県の区域ごとに整備されることとなっているが、都道府県内及び都道府県間において地域偏在がみられる。また、精神科診療所は増加しているものの、精神科間の病診連携や、精神科と他科の連携は不十分な状況にある。
- ・ 一方、精神障害者の訪問看護利用は徐々に増加している。

<方向>

- ・ 地域医療を確保するため、二次医療圏では、精神保健・医療の一般的な需要（一般的な身体合併症への対応を含む。）に対応し、三次医療圏では、重大な身体合併症を有する精神障害者の医療等、専門的な精神科医療に対する需要に対応できるようにすることが望ましい。
- ・ 精神病院と一般病院、精神病院と精神科診療所、精神科診療所と他科（内科等）診療所等の連携を進めることが必要である。

<具体的な対応等>

- ・ 精神医療における地域医療の考え方、二次医療圏単位で整備が必要な精神医療の機能及びその確保方策（身体合併症治療のあり方を含む。）、精神病床の基準病床数算定式について検討会を設置して検討を進め、早急に結論を得る。
- ・ 一般医療における高次救急医療機関においても精神科的介入を要する患者が多くみられることから、精神科との連携等によりこれらの患者への対応の充実を図る。
- ・ 訪問看護師養成講習会の活用等により、精神疾患にも対応可能な訪問看護師の増加を図る。

④精神科救急システムの確立

<現状>

- ・ 精神障害者の地域生活への移行及び心の健康問題への早期対応を図る

観点から、精神科救急システムの整備が重要な課題となってきた。特に、措置入院等の非自発的入院を要するような重症例への対応だけでなく、自らの意思で医療相談や受診をしようとする者に対応する体制の重要性が指摘されている。

- ・ 厚生労働省においては、精神科救急医療システム整備事業を実施しており、1県のみ未整備となっている。また、救急医療システムを拡充し、緊急的な精神医療相談等に対応するため、「24時間医療相談体制整備事業」を開始している。

<方向>

- ・ 措置入院等の非自発的入院を要する場合から、相談への対応のみの場合まで、さまざまな救急ニーズに対応できるよう、地域の実情に応じた精神科救急システムの整備を推進する。

<具体的な対応等>

- ・ 行政による精神科救急システムを充実するため、都道府県・指定都市における「精神科救急医療システム整備事業」及び「24時間医療相談体制事業」への取組みを推進するとともに、精神科初期救急医療施設（輪番制）の整備に着手することを検討する。
- ・ 行政による精神科救急システム以外にも、かかりつけの医療機関、地域生活支援センター等、地域の多様な資源による支援が重要であることから、各機関が期待される役割を果たすとともに、互いに連携を図ることが必要。

⑤ 地域保健及び多様な相談体制の確保

<現状>

- ・ 精神保健福祉センター、保健所、市町村等の行政機関において、精神保健福祉に関する相談・指導、組織育成、社会復帰支援等を実施している。
- ・ 地域生活支援センターにおいて、職員による相談支援のほか、利用者間の相互支援を実施している。

<方向>

- ・ 精神障害者及び家族のニーズに対応した、多様な相談・支援体制を構築する。

<具体的な対応等>

- ・ 精神保健福祉センターによる、技術指導・援助、精神保健福祉相談、組織育成等の活動を推進する。
- ・ 保健所による相談・指導、自助グループ等の組織育成、広域的・専門的な調整及び市町村への技術的支援、社会資源の開発等を推進する。

- ・ 当事者による相談活動（ピアサポート）に取り組む市町村を支援することを検討する。
- ・ 精神障害者のうち介護保険サービスの利用を希望する者に対しては、精神障害者の社会復帰支援に当たる者や介護保険事業者において、相談支援、情報提供等、適切な援助を実施する。

⑥就労支援

<現状>

- ・ 精神障害者の福祉的な就労支援策として、社会復帰施設の設置・運営のほか、社会適応訓練事業が実施されている。

<方向>

- ・ 授産施設等における活動から一般就労への移行を促進する。

<具体的な対応等>

- ・ 一般就労への移行に向けた訓練の場としての機能を十分に果たすべく、授産施設等の福祉的な就労支援策の適切な実施を図る。
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおける支援事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）事業について推進を図る。
- ・ 法定雇用率適用のあり方について、「精神障害者の雇用の促進等に関する研究会」において検討する。

2) 社会復帰施設の充実

<現状>

- ・ 平成8年から開始された現行の障害者プランに基づき概ね目標を達成している。

<方向>

- ・ 精神障害者の社会復帰を支援するため、精神障害者社会復帰施設を計画的に整備し、その適切な活用を推進する。
- ・ 特に、今後10年間で、「受入れ条件が整えば退院可能」な者の退院・社会復帰を目指すために必要な施設を整備する。
- ・ 社会復帰施設の整備等に当たっては、精神病床数の減少の状況をみつつ、進めていくものとする。

<具体的な対応等>

○社会復帰施設整備の考え方

- ・ 整備等に関する各類型別の考え方は、次のとおり。
 - ・ 生活訓練施設は、比較的若年で社会復帰訓練を要する者の通過施設として、引き続き整備する。

- ・ 福祉ホームは、生活の場として引き続き整備する。
- ・ 通所授産施設は、将来就労を希望する者の作業訓練の場として、引き続き整備する。
- ・ 入所授産施設及び福祉工場については、施設から地域生活へという流れを踏まえ、現状維持とする。
- ・ 地域生活支援センターについては、引き続き整備が必要。
- ・ 小規模作業所については、その運営の安定を図るため、小規模通所授産施設への移行を促進する。
- ・ なお、数値目標の設定に当たっては、「受入れ条件が整えば退院可能」な者の退院・社会復帰を目指すことを念頭におき、入院者の態様に応じて、それぞれ次の点を留意する。
 - ・ 症状性を含む器質性精神障害を有する者については、精神保健福祉施策と介護保険等との連携による対応が望ましい。
 - ・ その他の精神疾患を有する若年者（概ね 55 歳未満）で、比較的短期の入院（概ね 5 年未満）のものについては、一部が生活訓練施設を経ることとなるが、大部分は直接、在宅又はグループホームでの生活を送ることができるよう支援を行うことが望ましい。
 - ・ その他の精神疾患を有する若年者（概ね 55 歳未満）で、比較的長期の入院（概ね 5 年以上）のものについても、一部が生活訓練施設を経ることとなるが、その他は直接、在宅又はグループホームでの生活を送ることができるよう支援を行うことが望ましい。ただし、比較的短期入院の者の場合と比較し、生活訓練施設における訓練を要する者が多いと想定される。
 - ・ その他の精神疾患を有する高齢者（概ね 55 歳以上）については、心身の障害程度、自宅の保有状況等に応じて、在宅、グループホーム、福祉ホーム等での生活を送ることができるよう、支援を行うことが望ましい。また、介護保険のサービスの利用を希望する者については、適切な援助を実施する。
- ・ 医療法人が自ら、又は別法人を設立して精神障害者社会復帰施設を設置する場合の整備費の補助について、病床削減と関連付けることを検討する。

○都道府県・指定都市の役割

- ・ 施設整備の推進に当たっては、都道府県の積極的な取り組みが欠かせないことから、都道府県障害者計画において、施設整備、精神疾患・精神障害への正しい理解の普及等に関する記載を充実するよう要請する。
- ・ 都道府県・指定都市に対し、地方障害者施策推進協議会の活用等により、いわゆる社会的入院・長期入院の改善方策について検討するよう要請する。